

多賀城市創業支援事業（多賀城みらい塾）
委託に係る公募型プロポーザル募集要領

令和4年5月

多賀城市

多賀城市創業支援事業（多賀城みらい塾）業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要領

1 業務の背景・目的

市内で創業を希望する者及び創業5年未満の者を対象として、創業に関するセミナー（以下「セミナー」という。）、創業・経営に関するスクール（以下「スクール」という。）、専門家、起業家等との交流会（以下「交流会」という。）及びビジネスプランコンテスト（以下「コンテスト」という。）を一体的に実施することにより、創業についての意識を醸成し、新たな挑戦を後押しするとともに、創業及びその後の事業継続、経営能力の向上を目的とする。

本業務は、多賀城市・七ヶ浜町創業支援事業計画に基づき創業支援を強化するとともに支援体制の構築を図るため、創業に関する知識と経験を有する事業者から、創意工夫による優れた提案を募集する必要がある。

このため、プロポーザル方式により最も適した事業者を選定するもの。

なお、セミナー、専門家による創業相談、起業家との交流等の実施、ビジネスプランコンテストについては新型コロナウイルス感染症拡大等の状況により、オンラインなど非対面での事業実施を検討する。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

多賀城市創業支援事業（多賀城みらい塾）業務

(2) 業務内容

別紙「多賀城市創業支援事業（多賀城みらい塾）業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

(4) 業務委託費上限額

4,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※委託契約の額は、多賀城市の予算の範囲内において、仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額（見積額）とする。

※ビジネスプランコンテスト表彰に係る賞金を含む額とする。

3 参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 申込時点で、多賀城市有資格業者に対する指名停止措置基準（平成15年多賀城市告示第26号）に定める指名停止及び指名回避の措置を受けていないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てをしていない者であること。
- (4) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (5) 多賀城市暴力団排除条例（平成24年多賀城市条例第31号）に定める暴力団及び暴力団員等に該当しない者であること。
- (6) 過去3年度以内（平成31年4月1日から現在まで）に、国内の自治体等において、類似業務の実績があること。
- (7) 本業務の円滑な遂行に必要な関連知識、企画能力を有すること。
- (8) 宮城県内に本店又は支店等を有しており、必要に応じて担当者が本市に来庁できること。

4 実施手順

本プロポーザルは、参加申込受付時に提出された書類による参加資格要件の審査、企画提案書等に基づく選定委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）による審査により、優先契約候補者1者を選定する。

公募から委託事業者決定までの実施手順（概要）は、次のとおり

内容	期間等
募集要領の公表	令和4年5月23日（月）に多賀城市ホームページに掲載
質問書の提出期限	令和4年6月3日（金）
質問への回答	令和4年6月8日（水）までに多賀城市ホームページに掲載
参加申込受付期限	令和4年6月9日（木）
参加資格審査結果の通知	令和4年6月15日（水）
企画提案書等提出期間	令和4年6月16日（木）から 令和4年6月22日（水）まで
審査（選定委員会）	令和4年6月27日（月）実施予定
審査結果の通知	選定委員会終了後おおむね1週間以内に通知
契約締結	令和4年7月上旬予定

5 参加申込み手続

(1) 参加申込受付期間

令和4年5月23日（月）から令和4年6月9日（木）まで（土、日を除く。）

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

ただし、受付期間最終日の令和4年6月9日（木）は午後3時まで

(3) 提出書類

- | | |
|-------------------------|-----|
| ア 申込書兼誓約書（様式1） | 1部 |
| イ 代表者印鑑証明書 | 1部 |
| ウ 履歴事項全部証明書 | 1部 |
| エ 国税及び地方税に未納がないことを証する書類 | 各1部 |
| オ 暴力団排除条例に係る誓約書（様式2） | 1部 |
- ※ 提出物イ、ウ及びエについては、本市の一般競争入札参加者名簿に登録している場合は不要

(4) 受付場所

「12 問合せ先」に記載のとおり

(5) 申込方法

上記受付場所まで直接又は郵送（期限内必着）で提出すること（電話、FAX、E-mail 等による受付は行わない。）。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問書（様式3）に質問内容を記載の上、E-mail により提出すること。

(2) 受付先

「12 問合せ先」に記載のとおり

(3) 受付期間

令和4年5月23日（月）から令和4年6月3日（金）まで

質問に対する回答は、質問があった場合のみ、令和4年6月8日（水）までに市ホームページにて公表する。

市ホームページアドレス：<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/>

7 企画提案書等の受付

(1) 提出期間

令和4年6月16日（木）から令和4年6月22日（水）まで（土、日を除く。）

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(3) 受付場所

「12 問合せ先」に記載のとおり

(4) 提出書類及び提出方法

次に掲げる必要書類を直接又は郵送（期限内必着）で提出すること（電話、FAX、E-mail 等による受付は行わない。）。

※直接持参する場合は、事前連絡の上、提出すること

ア 企画提案書表紙（様式4） 6部

イ 企画提案書（様式自由） 6部

※企画提案書については、別紙「多賀城市創業支援事業（多賀城みらい塾）企画提案書

作成要領」を基に作成すること。

ウ 実施体制調書（様式5） 6部

エ 業務実績調書（様式6） 6部

オ 過去3年度以内（平成31年4月1日から現在まで）に、国内の自治体等において、類似業務で実施した創業支援の実績が分かるもの 6部

カ 参考見積書（様式7） 1部

キ 参考業務費内訳書（様式自由） 1部

(5) その他

ア 上記(4)エ及びオに関連する仕様書等を各6部添付すること。

イ 上記(4)キには、(4)カの内訳を記載すること。

8 申込み及び企画提案の無効

(1) 3に定める参加資格要件を満たさない者が提出した提案は、無効とする。

(2) 申込みに必要な書類等が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 提出期限、提出場所、提出方法等に適合しないもの

イ 企画提案書の内容が、当該募集要領に定める要件に適合しないもの

ウ 記載又は押印すべき事項について、記載又は押印がないもの

エ 記載すべき事項以外の事項が記載されているもの

オ 虚偽の内容が記載されているもの

(3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった者が提出した提案は、無効とする。

(4) 前3号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった者が提出した提案は、無効とする。

9 審査

(1) 参加資格要件の審査及び結果の通知

参加申込受付時に提出された書類により、本プロポーザルへの参加資格の有無を審査する。

審査結果は、令和4年6月15日（水）までに応募者全員に本人の結果のみを書面で通知する。

(2) 審査

次のとおり選定委員会を開催し、優先契約候補者1者を選定する。

ア 日時及び会場

令和4年6月下旬に多賀城市役所3階第1委員会室で実施する。

審査会における順番及び各参加者の開始時間は、本市で調整するものとし、参加者宛て別途連絡する。

イ 出席者

提案者1者につき、本委託業務の主な担当者等を含め3名以内とする。

ウ 審査会の内容

(ア) 時間

提案者1者につき、プレゼンテーションは30分以内、ヒアリングは15分程度を目安とする。

(イ) 内容

審査会の内容は、次のとおりとする。

なお、詳細については、参加者宛て別途通知する。

- ・企画提案書等に基づくプレゼンテーション
- ・質疑応答

エ 準備物

プロジェクター、スクリーン、電源コンセント、プレゼンテーションに必要なパソコンは市で用意することとし、その他物品等は提案者が用意することとする。

ただし、プレゼンテーションに使用するデータについては、選定委員会開催日の2営業日前までにE-mail、オンラインストレージサービス（「たよれーるどこでもキャビネット」に限る）、CD又はDVDのいずれかの方法よりあらかじめ提出することとする。

オ 審査の方法

選定委員会の各委員が評価を行い、所定の基準を超える企画提案について委員全員の点数総計の高い順に順位を付け、1位の提案者を優先契約候補者として選定する。ただし、点数総計が同点の場合は、選定委員の合議により順位を決定する。

カ 選定結果の公表

審査の結果については、審査会後おおむね1週間以内に審査会に参加した者全員に本人の順位のみを書面で通知する。

(3) その他

ア 審査の結果、ふさわしい企画提案がない場合は、該当者なしとする場合があり、再度選定の機会を設ける場合もある。

イ 選定委員会の委員は、必要に応じ所掌事務に関係のある事項について、専門的な知識又は経験を有する職員等に意見を聴取することができることとし、その職員は審査会に出席できることとする。

10 契約及び協議

市は、審査の結果を基に優先契約候補者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは、多賀城市契約規則（平成8年多賀城市規則第16号）に基づき速やかに契約を行うものとする。また、契約締結後は、本市ホームページで公表する。

なお、協議が整わない場合は、審査結果の上位者から順に同様の協議を行うものとする。

11 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

(2) 提出された書類の返却は、できないものとする。

(3) 提出期限後の書類の追加、差替え及び再提出を認めないものとする。

(4) 選定結果に対する問合せ及び審査結果に対する異議申立ての受付は、一切行わないものとする。

12 問合せ先

〒985-8531

宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市役所4階

多賀城市都市産業部産業振興課商工係

電話 022-368-1141（内線441・442）

FAX 022-368-9069

E-mail shoko@city.tagajo.miyagi.jp